

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 3 日

島根県産業技術センター 所長 大畑光延

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

令和 8 年度における特殊ガスの購入

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

#### (3) 納入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### (4) 納入場所

島根県松江市北陵町 1 番地 島根県産業技術センター

#### (5) 入札方法

- ・ 入札書を入札の日時に会場に持参する以外の提出方法は認めない。
- ・ 封書した入札書を入札執行者の指示に従って提出しなければならない。
- ・ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

#### (6) 入札回数

再度入札は 2 回までとする。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類：燃料・油脂類、小分類：ガス）に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (8) 以上の全てを満たすものであって、令和 8 年 3 月 1 6 日（月）午後 4 時までに入札参加意向届出書を提出し、入札開始までに参加の承認を得た者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
  - ア 〒690-0816 島根県松江市北陵町 1 番地  
島根県産業技術センター 総務課  
電話 0852-60-5140
  - イ 島根県ホームページ 「入札情報」 ページ
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法  
令和 8 年 3 月 3 日（火）から 3 月 1 1 日（水）までの間、上記（1）の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 4 時までとする。）
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
実施しない
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時 令和 8 年 3 月 1 9 日（木） 午後 1 時 3 0 分
  - イ 場所 島根県産業技術センター 第 1 会議室

### 4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者が見積った契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要する。
- (7) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（産業技術センター）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、本件については、令和8年度予算の議会議決がなされない場合、契約締結を行わない場合があります。

# 入札説明書

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称及び予定数量  
令和8年度特殊ガスの購入  
詳細は仕様書のとおり
- (2) 契約期間  
令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 納入期限  
納品日指定のない限り発注受付の日から3日以内
- (4) 納入場所  
島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類：燃料・油脂類 小分類：ガス）に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (8) 以上の全てを満たすものであって、令和8年3月16日（月）午後4時までに入札参加意向届出書（様式第4号）を提出し、入札開始までに参加の承認を得た者であること。

## 3 入札の実施について

本入札には、一連の入札仕様関連書類（本入札説明書及び別添契約書等）を熟知の上、参加すること。

- (1) 入札の日時及び場所  
日 時：令和8年3月19日（木） 午後1時30分  
場 所：島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター第1会議室
- (2) 代理人による入札  
ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札前までに委任状（様式第2号）を提出しなければならない。  
なお、代表者以外が入札の権限を有する場合は、そのことを証する規則等を提示すること。  
イ 入札者又はその代理人は、本県調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (3) 入札書

ア 入札書（様式第1号）には、入札参加者の住所及び名称又は商号並びに当該代表者名を記入すること。

なお、代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号並びに当該代表者名を記入し、代理人の住所及び名称又は商号並びに当該代理人の氏名を記入すること。

イ 入札書を封書し、封書には件名及び会社名を明記すること。

ウ 入札者は、納入に要する一切の諸経費を含め各ガス毎の単価を記載すること。

エ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### (4) 入札の方法

入札日時及び場所に入札書を持参すること。電報、FAX、郵送による入札は認めない。

#### (5) 入札

ア 入札時間までに、入札参加の資格審査、入札代理人の確認などすべての事前手続きを完了していること。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札の場所に入場することは出来ない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。

#### (6) 開札の方法

ア 開札は、入札者又はその代理人及び島根県産業技術センター職員を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札担当者がやむをえない事情があると認めた場合のほか、開札の場所を退場することはできない。

ウ 開札の結果、各人の入札のうち予定価格以下の価格の入札がない場合で、当該各人の入札につき入札者又はその代理人がそれぞれ開札に立ち会っているときは、当該開札の終了後直ちに再度の入札を行う。

#### (7) 再度入札

ア 再度入札は、開札会場において速やかに2回まで行う。

イ 2回目の再度入札にあたり入札参加者が1人となったときは、再度入札は行わない。

#### (8) 落札者の決定方法

入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とする。

再度入札を行った場合でも落札しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の交渉を行う場合がある。

#### (9) 入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

#### (10) 入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して談合その他の不正の行為があったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

#### (11) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の2の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

### 4 入札保証金

(1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第6 1 条第2 項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所

島根県松江市北稜町1 番地 島根県産業技術センター総務課

イ 納付時期

令和8年3月19日8時30分から9時15分まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第6 1 条第3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者は落札決定後に、上記(3)アの場所において還付します。なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(5) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。

(6) 入札保証金は、次のいずれかの方法で免除を受けることができます。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

イ 入札保証金の免除に関する誓約書（様式第6号）を提出する。

ウ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写しを提出する。

## 5 入札にあたり提出を要する書類

(1) 入札書（様式第1号）

(2) 代理人により入札を行う場合は、委任状（様式第2号）

## 6 仕様書等の質疑等

(1) 質疑

別紙「質疑票」（様式第3号）により、令和8年3月12日（木）午後4時までに下記に記載する場所へ提出すること。

なお、質疑はファックス又は電子メールで受け付ける。

島根県産業技術センター 総務課あて

FAX番号：0852-60-5144

メールアドレス：sangisen@pref.shimane.lg.jp

(2) 回答

提出のあった質疑については、令和8年3月13日（金）に質問者に回答します。

なお、他の入札予定者にも通知すべき質疑、回答の内容の場合は、入札予定者全員に通知します。

入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないので注意すること。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、令和8年3月16日（月）午後4時までに以下の書類を提出すること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

**【提出先】** 〒690-0816 島根県松江市北稜町1 番地 島根県産業技術センター 総務課

(1) 入札参加意向届出書（様式第4号）

(2) 入札保証金の免除を希望する場合は、「入札保証金の免除に関する誓約書」（様式第6号）を提出すること。

(3) 入札参加意向届出を提出した後に辞退する場合は、入札辞退届出書（様式第5号）を提出すること。

## 8 契約書

落札者の通知後、4月1日以降に締結するものとする。

(1) 契約の手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約条項

別添契約書(案)のとおり。

(3) 契約金の支払

毎月末締で納品等の確認後、契約書の規定により支払う。

(4) 契約保証金

ア 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合には免除します。

イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。

ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

納付場所 上記4(3)アの場所

納付時期 落札の日から7日以内

エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

(5) その他

島根県が、県の会計処理の適正を期するため、受注者に対し、この契約の処理状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

## 9 問い合わせ先

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター 総務課

電話：0852-60-5140 FAX：0852-60-5144

メールアドレス：sangisen@pref.shimane.lg.jp 担当者：野田、浜田

標準契約書

単 価 契 約 書 (案)

島根県（以下「買主」という。）と納入者〇〇〇〇（以下「売主」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名、品質、予定数量及び契約単価 別添内訳書のとおり
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 納入場所 島根産業技術センター
- (4) 契約保証金 

(A) 免除
(B) 〇〇〇〇円

（納入）

第2条 売主は、契約期間中買主の発注あるごとに、その都度買主が指定する日までに契約物品（以下「物品」という。）を納入するものとする。この場合においては、売主は納品書により、その旨を買主に通知しなければならない。

（検査）

第3条 買主は、前条の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

- 2 売主は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り換えなければならない。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 物品の引渡しは、買主の検査終了と同時に完了するものとする。

（所有権の移転）

第4条 物品の所有権は、引渡しがあったときに、売主から買主に移転するものとする。

（危険負担）

第5条 第3条第3項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等は、買主の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて売主の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 買主は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、売主に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）をすることができる。この場合において、売主は買主の指定する方法により履行の追完をしなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、買主は、同項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる

る。ただし、損害賠償の請求は、契約不適合が売主の責めに帰することができない事由によるものであるときはすることができない。

- 3 第1項に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。
- 5 買主が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから、1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（請求及び支払）

第7条 売主は、買主の検査終了後、請求しようとする期間分を取りまとめ、その数量に単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算して買主に対して請求するものとする。この場合において、その金額に円未満の端数が生じた場合は切捨てるものとする。

- 2 買主は、前項の規定により、売主から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

（履行遅滞）

第8条 売主は、正当な理由によらないで、納入期限までに物品を納入しない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を買主に支払わなければならない。

- 2 買主は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に代金を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を売主に支払わなければならない。
- 3 買主が第3条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、買主は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息

を売主に支払わなければならない。

(事情変更)

第9条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、買主と売主とが協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第10条 買主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 売主が、買主の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
  - (2) 売主が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
  - (3) 売主が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - (4) 売主又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
  - (5) 売主がこの契約に違反し、買主が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
  - (7) 売主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき
- 2 買主は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金等)

※第1条第6号(契約保証金)で(A)を用いる場合

第11条 売主は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、第1条に規定する契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として買主に支払わなければならない。ただし、売主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 買主は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を売主に請

求することができる。

※第1条第6号（契約保証金）で(B)を用いる場合

第11条 売主は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、第1条に規定する契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の10に相当する金額を違約金として買主に支払わなければならない。ただし、売主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 買主は、第1条第6号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 買主は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を売主に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第12条 売主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ買主の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（費用負担）

第13条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、売主の負担とする。

（調査協力）

※物品購入の場合

第14条 買主が、この契約に係る買主の会計処理の適正を期するため必要があると認めた場合は、買主は売主に対し、売主における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 売主は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

（協議）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、買主と売主とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、買主及び売主が  
両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

買主 島根県松江市北陵町1番地  
島根県  
島根県産業技術センター  
所長 大畑 光延

売主

## 暴力団排除に係る特記事項

### (基本的事項)

第1 売主は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

### (下請等からの排除)

第2 売主は、本契約に係る業務の下請又は再委託（売主が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

### (契約解除)

第3 買主は、売主又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

### (不当介入等への対応)

第4 売主は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、買主に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 売主は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに売主に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 売主は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、買主と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた売主又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、買主は売主に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## <仕様書>

納入場所:産業技術センター(松江市北陵町1番地)

	品名	純度	納入単位	予定数量	容器
1	窒素ガス	99.99%	7m <sup>3</sup>	945m <sup>3</sup>	借用
2	液化窒素(ポンベ)	-	107m <sup>3</sup>	428m <sup>3</sup>	借用
3	液化窒素(デュワー瓶)	-	10L	640L	-
4	アルゴンガス	99.99%	7m <sup>3</sup>	1085m <sup>3</sup>	借用
5	ヘリウムガス	99.9999%	7m <sup>3</sup>	49m <sup>3</sup>	借用

(容器借用条件)

1. 借用費用 無償とする。
2. 借用期間 最長で納品後1年とし、借用期間経過時に容器内に残るガスは、納入者において廃棄するものとする。

(発注方法)

1. 品名・純度・数量を明記した発注書をFAX送信し発注する。
2. 納入期限 納品日指定のない限り発注受付の日から3日以内とする。